

国の教育振興基本計画

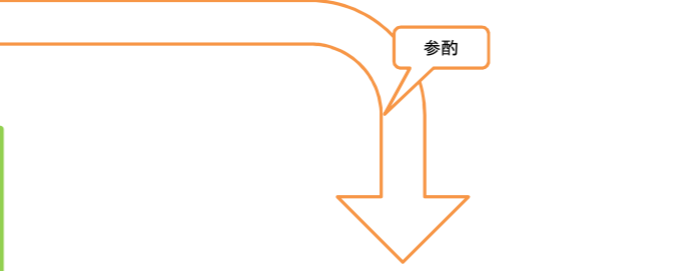
◆第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)
 ○計画の期間 令和5年度～令和9年度
 ○5つの基本的な方針と教育政策の目標
 1. グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
 2. 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
 3. 地域や家庭とともに学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
 4. 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
 5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話
 (1) 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
 (2) 豊かな心の育成
 (3) 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
 (4) グローバル社会における人材の育成
 (5) インノベーションを担う人材の育成
 (6) 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
 (7) 多様なニーズへの対応と社会的包摂
 (8) 生涯学び、活躍できる環境整備
 (9) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
 (10) 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
 (11) 教育DXの推進・デジタル人材の育成
 (12) 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
 (13) 経済状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
 (14) NPO・企業・地域団体等との連携・協働
 (15) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全の確保
 (16) 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ
 ○計画に示されていること
 ・我が国の教育をめぐる現状・課題・展望
 ・今後の教育政策に関する基本的な方針
 ・今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方
 ・今後5年間の教育施策の目業と基本施策

◆教育基本法
 (平成18年12月22日法律第120号)
 (教育振興基本計画)
 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

長崎県の教育振興基本計画

◆第4期長崎県教育振興基本計画
 ○計画の期間 2024年度～2028年度
 ○基本テーマ
 ～つながりが創る豊かな教育～
 現在の長崎県は、少子化・人口減少により学校や地域のコミュニティが小規模化し、多くの人との関りから生まれる、学びの豊かさが失われていくことが危惧されています。
 長崎は古くから海外諸国と交流を行い、江戸時代には西洋に開かれた唯一の窓として「つながり」を保ったことから、国内で先端の「学び」を受け、豊かな文化を有することとなった歴史があります。
 「つながり」の重要性を知る本県であるからこそ、県民一丸となって、多様な「つながり」により課題に立ち向かい、豊かな教育を創り上げていく必要があります。

○政策の柱と主要な施策
 1. 一人一人に応じた最適な学びを提供する
 ① 成長の基盤となる資質・能力の育成(確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成)
 ② 「ながさきの魅力を心と記憶に刻む」「人と産業に出会う」ふるさと教育の推進
 ③ ながさきならではの地域資源を生かした体験活動の提供
 ④ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進
 ⑤ 遠隔教育センターを中心とした教育DXの推進
 ⑥ 切れ目ない校種間連携の推進
 2. 新しい時代に求められる魅力ある学校をつくる
 ① 県立学校の魅力化の推進
 ② 児童生徒が主体的に参画する学校づくりの推進
 ③ 子供たちのために教員が輝く「働きがい」改革
 ④ 学校や教育施策についての戦略的な情報発信
 ⑤ 新しい時代に求められる学びの提供
 ⑥ 子供たちが安心して学べる環境の整備
 ⑦ 私立学校の振興への支援と公私立連携した取り組みの推進
 3. 生涯にわたり誰もが学び、活躍できる地域づくりを推進する
 ① 生涯を通じて学ぶことができる拠点づくり
 ② 地域と学校の未来をつくる活動の推進
 ③ 民間や福祉機関と連携した支援や学びの場、居場所の確保
 4. 人生や地域に潤いと活力をもたらす、文化芸術・スポーツ活動を推進する
 ① ふるさとへの誇りを育む文化芸術の振興と次世代への継承
 ② 子供のスポーツ機会の充実と地域に活力を与えるスポーツの振興



時津町教育振興基本計画

(教育振興基本計画策定委員会で協議・教育委員会が策定)

○第4期計画
 計画期間: 令和8～12年度
 教育理念・目標
 ○基本理念
 「夢や志をいただき、ふるさと時津を拓く人づくり」をめざして
 ○基本目標
 1. 子ども一人一人を尊重し、子どもが自ら未来を切り拓く力を育む教育を推進します。
 2. 学校、家庭、地域が連携・協働し、安心できる教育環境の充実を図ります。
 3. 誰もが生涯にわたり、いつでも、主体的に学び、活躍できる生涯学習社会の実現を推進します。

実施計画
 I 主体的に未来を切り拓く基礎を培う学校教育の推進
 1. 確かな学力の向上
 2. 豊かな心の育成
 3. 健やかな体の育成
 4. 学習の機会均等の確保
 5. 安全・安心な学校づくりの推進
 6. 学校・家庭・地域等の連携・協働の推進
 II 学びを支える質の高い教育環境の充実
 1. 教職員の資質向上
 2. 学びのセーフティネットの推進
 III 学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育向上の推進
 1. 家庭教育支援の推進
 2. 青少年健全育成の充実
 IV 生涯にわたり誰もが学び、活躍できる環境づくりの推進
 1. 生涯学習活動の推進
 2. 読書活動の推進
 V 時代に合わせたスポーツ・文化・芸術活動の推進
 1. スポーツ・レクリエーション活動の推進
 2. 歴史・文化財の保存・継承
 3. 文化・芸術の振興



時津町教育大綱

(総合教育会議で協議・町長が策定)

○基本目標
 1. 子ども一人一人を尊重し、子どもが自ら未来を切り拓く力を育む教育を推進します。
 2. 学校、家庭、地域が連携・協働し、安心できる教育環境の充実を図ります。
 3. 誰もが生涯にわたり、いつでも、主体的に学び、生涯学習社会の実現を推進します。
 ○具体的な施策
 ① 主体的に未来を切り拓く力の基礎を培う
 学校教育の推進
 ② 学びを支える質の高い教育環境の充実
 ③ 学校・家庭・地域が連携・協働による地域の教育力向上の推進
 ④ 生涯にわたり誰もが学び、活躍できる環境づくりの推進
 ⑤ 時代に合わせたスポーツ・文化・芸術活動の推進

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 (昭和31年6月30日法律第162号)
 (大綱の策定等)
 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

時津町総合計画

●将来像
 生活都市とぎつ～誰もが住みたくなる町へ～
 ●テーマ
 ○快速で活力のあるまち
 1. にぎわいと住みやすさのあるまちを創る
 2. 活力と夢のあるまちを創る
 ○健やかで美しいまち
 3. 健やかで笑顔のあるまちを創る
 4. 安全で安心な美しいまちを創る
 ○人が育つ協働のまち
 5. 豊かな心と学びのあるまちを創る
 ① 生涯学習・スポーツ
 生涯学習
 生涯スポーツ
 ② 明日を担う青少年の育成
 家庭教育
 学校教育
 青少年健全育成
 幼児教育
 ③ 芸術・文化の振興と歴史・伝統の継承
 芸術・文化
 歴史・伝統
 6. みんなの参加でまちを創る
 ① 住民主体のまちづくり
 コミュニティ
 まちづくり
 ② 誰もが平等に活躍できる環境
 男女共同参画
 人権尊重
 ③ 新たな交流の展開
 地域間交流
 国際化・国際交流
 ④ 社会変化に対応できる行財政

参酌

具体策

参酌